

登録ホームヘルパー
給与規程

社会福祉法人

ばなな

ケアステーション らふたあ

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 社会福祉法人ばなな(以下「法人」という)登録ホームヘルパー就業規則
第4章29条の規定により、職員の給与規程の定めるところによる。

- 2 前項の職員とは、登録ホームヘルパー（以下「登録ヘルパー」という）就業規則第2章により定める者をいう。

(均衡待遇)

第2条 職員の国籍、信条、性別、障害等を理由に差別的取扱いをしない。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、時間給および第3章に定める手当とする

(登録ヘルパーの要件)

第4条 当該事業所に登録ヘルパーとして勤務していること。他の事業所と兼業する場合、「副業申請書」を管理者に提出し、許可後に従事は認めるものとする。ただし、兼業をする場合であっても当事業所を最優先で従事していること。

- 2 1項の者であって、兼業を行っている場合、月末に兼業先の次月勤務予定を担当のサービス提供責任者に提出する。(利用者名は伏せ、稼働時間のみで良い。)
- 3 ヘルパー会議には参加し、法人主催の研修にも優先して参加すること。

(給与の締切り及び支払日)

第5条 賃金の計算期間は、当月1日から末日までとし、その支払日は翌月20日とする。ただし賃金支給日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日に支給する。

(非常時払い)

第6条 前4条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には職員又は遺族の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- ① 職員の出産、疾病、災害及びやむを得ない事由があると管理者または事務局長が認めたとき
- ② 職員の収入によって生計を維持するものが、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又はやむを得ない事由があると管理者または事務局長が認めたとき
- ③ 職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- ④ 前各号のほか、やむを得ない事情があると管理者または事務局長が認め

たとき

(給与の控除と支払)

第7条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるもの及び職員の代表者と書面により協定したものは、これを控除して支給することができる。なお、職員の同意を得た場合（別紙記入）には、法人の指定する金融機関の当該職員の預金口座等への振込によることができる。

第2章 本 俸

(賃金)

第8条 登録ヘルパーの賃金は基本賃金、研修等手当、年末年始勤務手当とし、労働条件通知書により本人に示すものとする。

- 2 基本賃金は時間給または訪問回数ごととし別表1の登録ヘルパー賃金表によるものとする。
- 3 年末年始手当は、12月31日～1月3日に勤務した登録ヘルパーに対して、通常の賃金に20%を割増して支給する。

(事業場内最低賃金)

第9条 当法人における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額1,130円とする。ただし、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

- 2 サニー・ばなな事業場における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額1,203円とする。
- 3 第一項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。

第3章 手 当

(キャンセルに伴う手当)

第10条 予定していた支援等の訪問が、利用者の都合で無くなった場合の支給要件は別途定める。(別表1)

(処遇改善手当)

第11条 別表1の時間給に上乗せして支給をする。上乗せする支給額は別表2の「処遇改善費計算式」にて、算出された金額を支給する。

第4章 社会保険等

(健康保険、厚生年金、SCK)

第12条 3か月連続で毎月130時間以上勤務した場合、加入する。

(雇用保険)

第13条 3か月連続で週間20時間以上勤務した場合、加入する。

附則

- 1 この登録ヘルパー給与規程は、平成24年4月1日から施行する。
この登録ヘルパー給与規程は、平成24年4月1日から施行する。
この登録ヘルパー給与規程は、平成28年4月1日から施行する。
この登録ヘルパー給与規程は、令和元年10月1日から施行する。
この登録ヘルパー給与規程は、令和6年7月1日から施行する。
この登録ヘルパー給与規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この給与規程を改正する場合には、あらかじめヘルパー会議にて説明会を開催し、登録ヘルパー代表者の意見を聞いたうえ、理事会の評決によりこれを行うものとする。登録ヘルパーの代表者については、毎年3月のヘルパー会議にて選出するものとする。

別表 1

		日中時間帯 8:00～18:00	早朝夜間帯 6:00～8:00 18:00～22:00	深夜時間帯 22:00～24:00 0:00～6:00
身体介護	1時間あたり	1,600	1,900	2,200
	30分スポット (1回あたり)	1,150	1,440	1,750
重度訪問 介護	1時間あたり	1,200	1,600	1,900
	30分スポット (1回あたり)	—	1,000	1,200
家事援助	1時間あたり	1,200	1,400	
通院介助	身体介護を伴う (1時間あたり)	1,600	1,900	
	身体介護を伴わない (1時間あたり)	1,200	1,400	
同行援護	身体介護を伴う (1時間あたり)	1,600	1,900	
	身体介護を伴わない (1時間あたり)	1,200	1,400	
行動援護 ※1	1時間あたり	1,800	2,100	
介護保険 身体介護	1時間あたり	1,600	1,900	2,200
介護保険 生活援助	1時間あたり	1,200	1,400	

※1:「行動援護」は特定事業所加算（I）取得のため、それぞれ、200円を加算する。

移動支援 (1時間あたり)	個別対応	グループ支援		
		2人	3人	4人
	1,150	1,500	1,600	1,700
重度入院時コミュニケーション (1時間あたり)		1,200		

(移動支援、重度入院時コミュニケーションは時間帯に関係なし)

*年末年始手当は、上記の内容で、12月31日～1月3日の勤務に対して、通常の賃金に20%を割増して支給する。

研修（事業所が主催あるいは指定するもの）： 1時間あたり 1,130
 同行研修： 1時間あたり 1,130

ケース会議	:	1時間あたり	1,130
会議（事業所が主催あるいは指定するもの）	:	1回あたり	1,130
キャンセルに伴う手当	:	1回あたり	550

別表2 「処遇改善費計算式」

1. 当月処遇改善加算額からキャンセル代とヘルパー会議参加費と常勤職員の手当分を控除した金額から総活動時間（居宅介護＋重度訪問介護＋同行援護＋行動援護）で除した、1時間当たりの金額を基準処遇改善支給額として支払う。
2. 基準処遇改善費については、100円未満の端数は切り捨てるものとする。
3. 基準処遇改善支給額は、居宅介護と重度訪問介護と同行援護及び行動援護では、加算率が違うため、均等割り（100で除す）した後、それぞれの加算率を乗じ、再計算した後に基準処遇改善支給額を改めて、支払うものとする。
4. 基準処遇改善支給額は、下記の業務を遂行した際は、基準通りに支払うが、業務未遂行の時は、支給額から減算した後に支払うものとする。

①ヘルパー会議不参加時	20%減算
②サービス提供時と状況連絡をサービス提供責任者へ怠った時	15%減算
③①と②を怠った時	35%減算

介 護 保 険

処遇改善費を算出時間（活動時間減算値）で徐し単価を算出後、稼働時間に応じて、ヘルパー給与に加算する。